

平取町空き家片付け支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平取町空き家バンクの活用及び定住促進による地域活性化を図るため、平取町における空き家バンクに登録した空き家にある家財道具等の処分運搬、清掃等（以下「片付け」という。）をする費用に対し、予算の範囲内において、平取町空き家片付け支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に個人が居住等を目的として建築又は購入等したが、現に居住等をしていない一戸建て専用住宅及び一戸建て併用住宅をいう。
- (2) 家財道具等 空き家に、使用されず放置された状態の電化製品、家具、食器、寝具、生活雑貨及びその他家財道具をいう。
- (3) 空き家バンク 平取町の空き家に関する情報の登録・提供制度をいう。
- (4) 空き家バンク登録者 空き家バンクに登録した者をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、固定資産税名寄帳兼補充課税台帳（以下「台帳」という。）に「専用住宅」又は「併用住宅」として登載されている物件とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、町内において居住の用途に供するため、空き家の家財道具等の撤去を行う者であって、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 空き家バンク登録者であり、家財道具等の処分等をする権限を有していること。この場合において、補助金の交付を受けた日から3年以上空き家バンク登録台帳に登録する意思があること。
- (2) 補助対象者と同一の世帯に属する者全員が本町から賦課されている町税等を滞納していないこと。
- (3) 対象となる家財道具等の撤去について、本町で実施している他の制度の補助金等の交付を受けていないこと。
- (4) 平取町暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年平取町条例第11号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する法人及び団体の構成員又は警察当局から排除要請された者でないこと。

(補助金の対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象者が補助対象住宅に対し、業者に委託して実施する次に掲げる経費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

- (1) ごみの収集及び運搬費
- (2) 一般廃棄物処理費
- (3) 特定家庭用機器リサイクル料
- (4) 遺品整理作業
- (5) ハウスクリーニング、排水管清掃等の費用
- (6) 敷地内の樹木伐採、草刈り等の費用
- (7) その他町長が必要と認める作業

2 前項に規定する経費については合計額が1万円以上であり、かつ、第8条の規定による交

付決定を受けた後の片付けに係る経費に限られる。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の交付対象となる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、その限度額(以下「補助限度額」という。)は8万円とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金は、同一の空き家に対して1回に限り交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業の着手前に、平取町片付け支援事業補助金交付申請書(様式第1号)及び平取町空き家片付け支援事業補助金誓約書兼同意書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 登記事項証明書又は固定資産税名寄帳兼補充課税台帳等空き家の所有者等と補助対象者の関係が確認できる書類

(2) 補助対象事業を行う前の空き家又はその敷地の状況が分かる写真

(3) 家財道具等の処分等に係る見積書

(4) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定に基づき提出された申請書等の審査、必要に応じて行う実地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めたときは、平取町空き家片付け支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 前条の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、平取町空き家片付け支援事業補助金変更等申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請を承認することが適当と認めたときは、平取町空き家片付け支援事業補助金交付決定変更等通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業の完了後速やかに平取町空き家片付け支援事業補助金実績報告書(様式第6号)に必要書類を添えて町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定により報告された書類の審査、必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し平取町空き家片付け支援事業補助金確定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知する。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、平取町空き家片付け支援事業補助金交付請求書(様式第8号)により補助金の請求をするものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

(2) 所有者が補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に補助対象物件を取り壊したとき、又は登録を取りやめたとき。

(3) 利用者が補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に転居又は転出したとき。

(4) この要綱及びこの要綱の規定に基づく町長の指示又は命令に違反したとき。

(5) 補助対象事業の遂行ができないとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月30日から施行する。